

## 第 43 回日本死の臨床研究会年次大会 利益相反 開示事項

1. 報酬額（1 つの企業・団体から年間 100 万円以上のもの）
2. 株式の利益（1 つの企業から年間 100 万円以上、あるいは当該株式の 5%以上保有）
3. 特許使用料（1 つにつき年間 100 万円以上のもの）
4. 講演料（1 つの企業・団体からの年間合計 50 万円以上のもの）
5. 原稿料（1 つの企業・団体から年間合計 50 万円以上のもの）
6. 研究費・助成金など（1 つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金の総額が年間 100 万円以上のもの）
7. 奨学（奨励）寄附など（1 つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る寄附金の総額が年間 100 万円以上のもの）
8. 企業などが提供する寄附講座（実質的に用途を決定し得る寄附金の総額が年間 100 万円以上のもの）